

第13章 財産および社会経済秩序に反する罪

第1節 窃盗の罪

第234条 (2022年改訂) ① 営利目的で、所有者の同意なしに、他人の動産を取得した者は、窃盗犯として、窃取された物の金額が400ユーロを超える場合には、6月から18月の禁固刑に処せられる。

② 窃取された物の金額が400ユーロを超えない場合は、第235条のなんらかの事由がある場合を除いて、1月から3月の罰金刑に処せられる。しかしながら、有責者が、たとえ軽罪であっても、本章に含まれる犯罪の少なくとも3個で確定的に有罪の判決を受けた場合は、それらが同じ性質を有し、犯罪の累計額が400ユーロを超える場合は、本条第1項の刑が科される。

抹消された、または、抹消されるべきだった前歴は考慮されない。

③ 前各項に規定される刑は、犯行においてなんらかの手段で窃取された物に設置された警報または安全装置が無効化、排除、または、役に立たなくされたときは、その下限を上下限の差分の半分上回って科される。

第235条 ① 窃盗は、次の場合、1年から3年の禁固刑に処せられる：

1. 芸術的、歴史的、文化的または科学的価値のある物が窃取される時。
2. (窃盗が) 生活必需品に係わり、供給断の状況が発生するとき。
3. (窃盗が) 電気供給、炭化水素または電気通信サービス、あるいは、公益サービス提供のインフラ設備の配管、ケーブル、装置または構成要素に係わり、それらに重大な損害が発生するとき。
4. 犯罪が農業または畜産業経営で行われる場合、(窃盗が) 農産物または畜産物、あるいは、それらの(産物) 取得のために使用される道具または手段に係わり、それらに重大な損害が発生するとき。
5. 窃取された物の価値に留意して、特別の重大性を帯びているとき、または、特別にかなりな損害が生じたとき。
6. (窃盗が) 被害者またはその家族を経済的に重大な状況に置くとき、または、その人的事由またはその非保護の状況を濫用して、あるいは、ある事故の発生を利用して、または、ある危険(の存在) または被害者の防衛を弱めた、または、犯罪の不可罰実行を容易にした共同体への一般的危難の存在を利用して、犯されたとき。
7. 犯行のときに、有責者が、本章に含まれる少なくとも3個の(同じ性質の) 犯罪で確定的に処罰されていたとき。取消された前歴または取消されるべきだった前歴は考慮されない。
8. 犯行に16歳未満の未成年者を使用するとき。
9. 有責者が、本章に含まれる犯罪(同じ性質のもの) の実行に従事する犯罪組織またはグループの構成員として犯行に参加するとき。

② 前項に規定される刑は、前項に規定される事由が2個以上集まると、その下限を上下限の差分の半分上回って科される。

第236条 ① ある動産の所有者であつて、または、所有者の同意を得て行為して、その動産を適法に所持している者から、その者または第三者を害して、窃取した者は、3月から12月の罰金刑に処せられる。

② 窃取された動産の価値が400ユーロを超えなかった場合は、1月から3月の罰金刑が科される。

第2節 強盗の罪

第237条 営利目的で、他人の動産を、これらが存した場所に接近する、または、そこを離れるために物に実力を用いて、あるいは、人に暴力または威嚇を用いて、また、犯行時、逃走するため、被害者救助に駆けつけた人、または、追跡した人に暴力または威嚇を用いて、我が物とした者は、強盗犯である。

第238条 次のなんらかの事由があるとき、犯罪行為する者は、物に実力を用いる強盗犯である：

1. 押し込み。
2. 壁、天井または床の破損、あるいは、ドアまたは窓の破損。
3. 箆筒、櫃、または、その他の種類の閉じられたまたは封印された家具または物の破壊、あるいは、盗難の場所またはその外の場所で、その内容物を引き出すためにその錠のこじ開けまたは鍵の発見。
4. 偽造鍵の使用。
5. 特定の警報または防護システムの無効化。

第239条 次のものは、偽造鍵と見なす：

1. ピックまたは他の同様の器具。
2. 所有者が失くした正当な鍵、または、犯罪を構成する手段によって得られた正当な鍵。
3. 犯人が無理やりこじ開けた錠を開けるために所有者が目的付けた鍵ではないその他の鍵。

本条のために、磁気カードまたは穴あきカード、遠隔開扉装置または道具、および、その他の同様な効果の技術的道具は、鍵とみなす。

第240条 ① 物に実力を用いる強盗犯は、1年から3年の禁固刑に処せられる。

② 第235条のなんらかの事由があるときは、2年から4年の禁固刑が科される。

第 241 条 ① 居住家屋、公衆に公開されている建物または場所、または、その付属物のなんらかで行われた強盗は、2 年から 5 年の禁固刑に処せられる。

公衆に公開されている施設、または、その付属物のなんらかで、開館時刻以外に行われた場合は、1 年から 5 年の禁固刑が科される。

② 1 人以上の人の住居を構成するすべての人を住まわせる所は、たとえ、強盗発生時にたまたま不在であっても、居住家屋とみなされる。

③ 中庭、ガレージ、および、囲われて建物に隣接して、建物と内部で通行でき、建物と物理的一体性を構成するその他の区域または場所は、居住家屋、公衆に公開されている建物または場所の付属物とみなされる。

④ 前各項に係わる行為が、犯行の形態または発生した損害に留意して、重大性を帯びるとき、また、いずれにしても、第 235 条に規定されるなんらかの事由があるときは、2 年から 6 年の禁固刑が科される。

第 242 条 ① 人への暴力または威嚇を加えての強盗犯は、2 年から 5 年の禁固刑に処せられる。ただし、実行した物理的暴力行為に対応する刑を害さない。

② 居住家屋、公衆に公開されている建物または場所、または、その付属物のなんらかで行われた強盗は、3 年 6 月から 5 年の禁固刑に処せられる。

③ 前各項に規定される刑は、犯行者が、犯行時、または、逃走するため、武器または他の同様に危険な手段を用いたとき、また、被害者救助に駆けつけた人、または、追跡した人を攻撃したときは、その下限を上下限の差分の半分上回らせて科される。

④ 行使された暴力または威嚇の軽微さに留意し、また、犯行の残りの事由を評価して、前各項に規定される刑より 1 段階低い刑を科することができる。

第 3 節 恐喝の罪

第 243 条 営利の目的で、暴力または威嚇を加えて、他人に自己の財産または第三者の財産を害する法律行為を実行する、または、怠ることを強いた者は、1 年から 5 年の禁固刑に処せられる。ただし、実行した物理的暴力行為に対応する刑を害さない。

第 4 節 車両使用（目的）の強盗および窃盗の罪

第 244 条 ① 営利目的ではなく、他人の自動車またはモータバイクを、正当な承認なしに窃取または使用した者は、それを 48 時間以内に直接または間接に返還した場合、科される刑が車両を確定的に占有した場合に対応する刑と同等または越えることなしに、31 日から 90 日の共同体の利益での労働刑または 2 月から 12 月の罰金刑に処せられる。

② 犯行が物へ実力を使って行われた場合は、刑は下限を上下限の差分の半分上回らせて科される。

③ 上記期間内に返還されなかった場合は、犯行はそれぞれのケースで窃盗または強盗として処せられる。

④ 犯行が人への暴力または威嚇をもって実行された場合、第 242 条の刑がいずれにしても科される。

第 5 節 不動産侵奪の罪

第 245 条 ① 人への暴力または威嚇をもって、不動産を占有した、または、他人に属する不動産の物権を侵害した者には、加えられた暴力で生じた刑に加えて、1 年から 2 年の禁固刑が科される。これは、得た利益および生じた損害を考慮して決められる

② 住居を構成していない、他人の不動産、住宅または建物を正当な許可なしに占有した、または、その権利者の意思に反して留まった者は、3 月から 6 月の罰金刑に処せられる。

第 246 条 ① 町または土地の境界標または境界線、または、公的または私的所有の土地の限界または隣接土地の線引きを定める目的のいかなる種類のマークまたは道標を変更した者は、3 月から 12 月の罰金刑に処せられる。

② もたらされた利益が 400 ユーロを超えない場合は、1 月から 3 月の罰金刑が科される。

第 247 条 ① 許可なく、公的または私的使用の水を、その水路あるいは自然または人工の貯水池から盗んだ者は、3 月から 6 月の罰金刑に処せられる。

② もたらされた利益が 400 ユーロを超えない場合は、1 月から 3 月の罰金刑が科される。

第 6 節 詐取の罪

第 1 款 詐欺の罪

第 248 条 (2022 年改訂) 営利の目的で、他人に、自己または他人を害する処分行為を行うよう誘導する錯誤を生じさせるために十分な偽計を使用した者は、詐欺犯である。

詐欺犯は、6 月から 3 年の禁固刑に処せられる。刑の決定には、詐欺の額、被害者に生じた経済的損失、被害者と詐欺犯との関係、詐欺犯が使用した手段、その他の事由で犯罪の重大性を評価するために役立つ事由が、考慮される。

詐欺の額が 400 ユーロを超えない場合は、1 月から 3 月の罰金刑が科される。

第 249 条 (2022 年改訂) ① 次の者は詐欺犯とみなされ、6 月から 3 年の禁固刑に処される：

a) 営利の目的で、ある情報システムの運用を不当に妨害または干渉して、または、コンピュータデータを不当に導入、変更、削除、送信または圧縮して、または、その他のいかなるコンピュータ操作または同様の装置を使用して、他人を害して、なんらかの財産の非同意移転を得る者。

b) クレジットカード、デビットカード、トラベラーズチェック、現金以外の有形または無形の支払手段、または、それらの中に含まれるデータを不正に使用し、その所有者または第三者を害して、何らかの種類の操作を実行する者。

② 次の者は、前項に規定されているのと同じ刑に処せられる：

a) 本条に規定する詐欺行為のために特別に設計または適合されたデバイス、機器、コンピュータ・データまたはプログラム、または、その他のなんらかの手段を、製造、輸入、取得、所持、輸送、取引、または、その他の方法で第三者に提供した者。

b) 不正使用のために、クレジットカード、デビットカード、トラベラーズチェック、現金以外のその他なんらかの有形または無形の支払手段を盗んだ、横領した、または、不正に取得した者。

③ 自己の不正使用のために、また、不正に得られたものと知りながら、クレジットカード、デビットカード、トラベラーズチェック、または、現金以外の有形または無形の支払手段を、所持、取得、譲渡、頒布、または、第三者に提供した者には、刑は、その下限を上下限の差分の半分上回らせて科せられる。

第 250 条 ① 詐欺犯罪は、次のとき、1 年から 6 年の禁固刑および 6 月から 12 月の罰金刑に処せられる：

1. 生活必需品、住宅またはその他の社会的有用性が認められた財物に係わるとき。
2. 他人の署名を濫用して、あるいは、ある訴訟行為、訴訟書類、公証原簿またはいかなる種類の公文書を窃取、隠匿または使えなくして、(詐欺が)犯されるとき。
3. 芸術的、歴史的、文化的または科学的な遺産を構成する財物に係わるとき。
4. 損害の全体および被害者またはその家族が陥る経済的状況に留意して、特別な重大性を帯びるとき。
5. 詐欺の額が 5 万ユーロを超えるとき、または、多数の人に影響するとき。
6. 被害者と詐欺犯との間の人的関係を濫用して犯すとき、または、詐欺犯がその経営上または職業的信用を利用するとき。
7. 訴訟詐欺が行われるとき。いかなる種類の裁判手続きにおいて、裁判官または裁判所に錯誤を誘発して、他方当事者または第三者の経済的利益を害する裁定を宣告させるべく、申立てを理由づける証拠を操作する、または、他の同様な訴訟偽計を用いる者は、それに該当する。
8. 犯行の時に、詐欺犯が少なくとも本節に含まれる罪 3 個で確定的に処罰されていたとき。抹消された前歴または取消されるべきだった前歴は考慮されない。

② 前項の第 4 号、5 号、6 号または 7 号に含まれる事由が、第 1 号の事由と併置するときは、4 年から 8 年の禁固刑および 12 月から 24 月の罰金刑が科される。同じ刑が、詐欺の額が 25 万ユーロを超えるとき、科される。

第 251 条 次の者は、1 年から 4 年の禁固刑に処せられる：

1. 元々有していないか、既に行使していたかで、持っていないある動産または不動産の上の処分権限をごまかして自己のものとし、他人に、その他人または第三者を害して、それを譲渡、権利の設定または貸与した者。
2. 動産または不動産を、その上のいかなる負担の存在を隠して、処分した者、または、負担なしで譲渡して、取得者に確定的に移転する前に、その取得者または第三者を害して、新たに権利を設定または譲渡した者。
3. 他人を害して仮装契約を締結した者。

第 251 条の 2 第 31 条の 2 の規定に従って、法人が、本款に含まれる犯罪に責任があるときは、次の刑が科される：

- a) 自然人により犯された犯罪が 5 年超の禁固刑を予定している場合、詐欺額の 3 倍から 5 倍の罰金刑。
- b) その他の場合、詐欺額の 2 倍から 4 倍の罰金刑。

第 66 条の 2 の規則を留意して、同様に、裁判官および裁判所は第 33 条第 7 項の b) から g) に規定される刑を科することができる。

第 2 款 不当管理

第 252 条 (2022 年改訂) ① 法律から発生した、当局より委任された、または、法律行為を介して得た他人の財産を管理する権能を持って、その（権能の）行使において（権能を）超えてそれに違反し、よって、管理する財産を害した者は、第 248 条の刑に処せられる、または、場合によっては、第 250 条の刑に処せられる。

② 財産の損害額が、400 ユーロを超えない場合は、1 月から 3 月の罰金刑に処せられる。

第 2 款の 2 横領の罪

第 253 条 (2022 年改訂) ① 寄託、委任または保管で受領した、あるいは、引渡しまたは返還する義務を生じる他の資格で委託された金銭、手形、有価証券または他の動産を、自己のため、または、第三者のために、横領した者は、または、受領したことを否定する者は、本法の他の規則で既により重い刑に処せられた場合を除いて、第 248 条の刑に処せられる、または、場合によっては、第 250 条の刑に処せられる。

② 横領した物の額が、400 ユーロを超えない場合は、1 月から 3 月の罰金刑が科される。

第 254 条 ① 前条以外の場合、他人の動産を横領した者は、3 月から 6 月の罰金刑に処せられる。芸術的、歴史的、文化的または科学的価値のある物の場合は、刑は 6 月から 2 年の禁固刑となる。

② 横領した物の額が、400 ユーロを超えない場合は、1 月から 2 月の罰金刑が科される。

第3款 電流詐欺および同様な詐欺の罪

第255条 ① 電力、ガス、水、電気通信またはその他の要素、エネルギー、あるいは、他人の流動体を使用して、以下のいずれかの手段により、詐欺を働いた者は、3月から12月の罰金刑に処せられる：

1. 詐欺実行のために設置されたメカニズムを使用する。
2. 悪意を持って表示や計数機器を変更する。
3. 他のいかなる違法な手段を使用する。

② 詐欺の額が、400ユーロを超えない場合は、1月から3月の罰金刑が科される。

第256条 ① 電気通信端末装置をその権利者の同意なしに使用して、この者に経済的損害を与えた者は、3月から12月の罰金刑に処せられる。

② 生じた損害額が、400ユーロを超えない場合は、1月から3月の罰金刑が科される。

第7節 強制執行妨害の罪

第257条 ① 次の者は、1年から4年の禁固刑および12月から24月の罰金刑に処せられる：

1. 債権者を害して自己の財物を隠匿する者。
2. 同じ目的のために、いかなる財産処分行為をする者、または、差し押さえ、執行手続き、開始したまたは開始予定の裁判上、裁判外または行政上の強制執行の効果を遅延させ、困難にし、または、妨害する負担の設定行為をする者。

② 犯した犯罪、または、責任がある犯罪に起因する民事責任の支払いを回避する目的で、処分行為をした、自己の財産を減らす負担を約定した、または、強制執行され得る財産をいかなる手段で隠匿する者。

③ 本条の規定は、労働者の経済的権利を包含して、また、債権者が個人あるいは公的または私的法人であることに係わらず、弁済または支払いが回避されようとする債務または負債の性質または源泉がいかなるものであっても、適用される。

前段にかかわらず、回避されようとする債務または負債が租税である場合、また、債権者が公法人である場合、または、公的財政または社会保険に対する犯罪の行使に起因する金銭債務である場合は、刑は1年から6年の禁固刑およびまたは12月から24月の罰金刑となる。

④ 本条に規定される刑は、第250条第1項第5号または6号の場合、その下限を上下限の差分の半分上回らせて科される。

⑤ この犯罪は、その行為の後に破産手続きが開始したときも、追求される。

第258条 ① 裁判上または行政上の（強制）執行手続きにおいて、当局または執行吏に不完全または偽りの財産目録を提出し、よって、債権者の満足を遅らせる、

困難にする、または、妨害する者は、3月から1年の禁固刑または6月から18月の罰金刑に処せられる。

財産目録は、被執行債務者が第三者の所有権の財物を使用または収益して、当該使用・収益を認める権利の、および、(債務者が)服している(使用・収益)条件の、十分な正当性を提示しないときは、不完全とみなされる。

② 債務者が、要求されて、前項に係わる財産目録を提供しないときは、同じ刑が科される。

③ 本条に係わる犯罪は、犯行者が、当局または執行吏が提出された目録の偽りまたは不完全さを発見する前に、それらの前に出頭して、真実で完全な財産目録を提出した場合は、追求されない。

第258条の2 公的機関に差し押さえられ、寄託されていた財物を承諾なしに使用する者は、本法の他の規則でより重い刑に処せられた場合を除き、3月から6月の禁固刑または6月から24月の罰金刑に処せられる。

第258条の3 第31条の2の規定に従って、法人が、本節に含まれる犯罪に責任があるときは、次の刑が科される：

a) 自然人により犯された犯罪が5年超の禁固刑を予定している場合、2年から5年の罰金刑。

b) 自然人により犯された犯罪が、前段に含まれない2年超の禁固刑を予定している場合、1年から3年の罰金刑。

c) その他の場合、6月から2年の罰金刑。

第66条の2の規則を留意して、同様に、裁判官および裁判所は第33条第7項のb)からg)に規定される刑を科することができる。

第7節の2 可罰破産の罪

第259条 ① 現実の、または、急迫の破産状態にあつて、次のなんらかの行動をなす者は、1年から4年の禁固刑および8月から24月の罰金刑に処せられる：

1. 破産開始の時に破産財団に含まれている、または、含まれていた財物または財産構成品を、隠匿、損傷または破壊する。

2. 金銭または他の財産の譲渡または移転によって、あるいは、債務者の財産状況にも、また、その収入にも不釣り合いで、経済的または企業的正当性を欠く債務引受けによって、処分行為を行う。

3. 取得コストまたは生産コスト以下で、また、事案の状況では経済的正当性を欠く、販売活動またはサービスの提供を行う。

4. 第三者の信用を偽装する、または、虚偽信用の承認に着手する。

5. 投機的取引に参加する。それが経済的正当性を欠き、事案の状況では、また、展開する経済活動を考慮すると、経済問題の管理での注意義務に反する結果となるとき。

6. 適法な記帳義務を履行しない、二重帳簿を作る、または、記帳においてその財産または会計状況の把握に重要な不正行為を行う。また、会計帳簿の破壊または改ざんは、このようにして、その財産または会計状況の把握が顕著に困難になり、または、妨害されるときは、罰せられる。

7. 企業家に保管義務がある書類を、保管義務期間経過の前に、隠匿、破壊または改ざんする。このようにして、債務者の実際の経済状況の検査または評価が困難になり、または、不可能となるとき。

8. 債務者の実際の経済状況の検査または評価が困難になり、または、不可能となるように、商業簿記規則に反して年次決算または会計帳簿を編纂する。または、期限内での貸借対照表または財産目録の編纂義務を履行しない。

9. 経済問題の管理での注意義務の重大な違反を構成する他の作為または不作為を行う。当該行為が債務者の財産の減少させるとき、または、債務者の実際の経済状況またはその企業活動を隠蔽するとき。

② 前項に係わるなんらかの行為を介して破産状態を生起する者には、同じ刑が科される。

③ 過失により犯行がなされたときは、6月から1年の禁固刑または12月から24月の罰金刑が科される。

④ 本犯罪は、債務者が請求可能債務を通常履行しなくなったとき、または、その破産が宣言されたときにのみ、追求できる。

⑤ 債務者またはその者の名で行った者によって犯された本犯罪およびこれと関連する特定の犯罪は、破産の終了を待たずに、また、その継続を害せずに、追及することができる。

⑥ いかなる場合も、破産手続における破産の認定は刑事裁判権を拘束しない。

第259条の2 前条に係わる犯罪行為は、次のなんらかの事由が併置するときは、2年から6年の禁固刑および8月から24月の罰金刑に処せられる。

1. 多くの人に財産上の損害を生じさせる、または、生じさせる可能性があるとき、あるいは、それらの者を経済的に深刻な状況に置く可能性があるとき。

2. 債権者のある者に60万ユーロを超える経済的損害を引き起こしたとき。

3. 少なくとも破産債権額の半分が、国家、自治州、地方または地域の財政および社会保障を債権者とするとき。

第260条 ① 現実の、または、急迫の破産状態にあつて、債権者のある者に、財産処分行為、または、請求期でない債権を支払う目的で、または、（その債権者が）権利を持たない保証を提供する目的で債務を負担する行為を実行して、便宜を与える者は、経済的または企業的正当性を欠く取引であるときは、6月から3年の禁固刑または8月から24月の罰金刑に処せられる。

② 破産申し立てが受理されて、裁判上のまたは破産管財人による承認なしに、また、法律で許容される場合以外で、優先または非優先の債権者のある者または数人に、残りの者を後回しにして、支払う目的で財産処分行為、あるいは、債務を負担

する行為を実行する債務者は、1年から4年の禁固刑および12月から24月の罰金刑に処せられる。

第261条 不当に破産宣告を得る目的で、会計状態に係わる偽りのデータを、知りながら、提供した者は、1年から2年の禁固刑および6月から12月の罰金刑に処せられる。

第261条の2 第31条の2の規定に従って、法人が、本節に含まれる犯罪に責任があるときは、次の刑が科される：

- a) 自然人により犯された犯罪が5年超の禁固刑を予定している場合、2年から5年の罰金刑。
- b) 自然人により犯された犯罪が、前号に含まれない2年超の禁固刑を予定している場合、1年から3年の罰金刑。
- c) その他の場合、6月から2年の罰金刑。

第66条の2の規則に留意して、同じく、裁判官および裁判所は第33条第7項のb)からg)に規定される刑を科することができる。

第8節 競売および公売での価格操作の罪

第262条 (2022年改訂) ① 競売または公売に参加しないために贈り物や約束を求めた者；脅迫、贈り物、約束または他の計略により入札者を遠ざけるよう図った者；入札価格を操作する目的で談合した者、または、落札したが偽って入札を撤回または放棄した者は、1年から3年の禁固刑および12月から24月の罰金刑に処せられ、また、3年から5年の期間での裁判上の競売に参加する個別的公権剥奪刑に処せられる。行政機関または公的組織が主催した競売または公売であった場合は、さらに、仲立人(agente)またそれが代理する人または企業には、公的行政機関と契約する権利を含む3年から5年の個別的公権剥奪刑が科される。

② 裁判官または裁判所は、有責者が、そのような活動の実現に従事したなんらかの会社、組織または団体に例え一時的でも所属していた場合は、第129条に規定する付加刑の1個または数個を科することができる。

③ その地位で本条に定める行為を行なった、設立されたまたは設立中のなんらかの会社の取締役、事実上または法律上の管理者、マネージャー、その他の現職および元従業員は、それらの者がそれら(犯罪)行為への参加を終了させ、完全、継続的かつ勤勉な方法で所管当局に協力し、他の関係者の捜査、発見および処罰に役立つ当局に欠けている情報および証拠要素を提供するとき、次の条件が満たされると、刑事責任を免除される：

- a) この点に関して、事案を扱う競争当局と積極的に協力する、
- b) これらの会社または自然人が、競争保護法(Ley de Defensa de la Competencia)の規定に従って罰金の支払い免除の申請を提出した、
- c) 当該申請は、設立されたまたは設立中の会社の取締役、事実上または法律上の管理者、マネージャーおよび現職または以前のその他のスタッフが、これらの行為に関

連して捜査されていると通知されるよりも前の時点で提出されている、

d) 犯罪の証明を確実にするために、また、他の実行者を特定するために有用かつ具体的な証拠を提供して、司法当局または検察庁との積極的な協力関係がある。

第9節 (器物等) 損傷の罪

第263条 ① 本法の他の章に含まれていない他人の財産に損害を与えた者は、被害者の経済的条件と被害額に留意して、6月から24月の罰金刑に処せられる。

被害額が400ユーロを超えなかった場合は、1月から3月の罰金刑が科される。

② 次のケースの何らかが共起した場合は、前項に示される損害を引き起こした者は、1年から3年の禁固刑および12月から24月の罰金刑に処せられる。

1. 犯罪が公務員に対してなされたか、または、証人としてまたはなんらかの他の方法で、法律または一般規定の行使または適用に貢献した、または、貢献できる、個人に対してなされたかを問わず、当局の自由な裁量行為を妨害するために(損傷が)実現される、または、その職務の行使において遂行された行為の結果として実現される。

2. 家畜の感染または汚染が、なんらかの手段で引き起こされる。

3. 毒物または腐食物質が使用される。

4. 公有または共有財産あるいは公使用または共同使用財産に影響を及ぼす。

5. 被害者を破産させる、または、経済的に深刻な状況に置く。

6. 特別深刻な損傷を引き起こした、または、全体の利益に影響した。

第264条 ① なんらかの手段で、承諾なく、また、深刻に、他人の情報データ、プログラムまたは電子的文書を消去、侵害、毀損、改変、抹消またはアクセス不能にした者は、生じた結果が深刻だった場合、6月から3年の禁固刑に処せられる。

② 上記の行為に次の事由の何らかが共起した場合は、2年から5年の禁固刑および生じた損害の10倍の罰金刑が科される：

1. 犯罪組織の範疇で実行された。

2. 特別深刻な損傷を引き起こした、または、多くの情報システムに影響した。

3. 基本的公共サービス(施設)の機能または生活必需品の供給に深刻な害を与えた。

4. 重大インフラの情報システムに影響を与えた、または、(スペイン)国、欧州共同体またはその加盟国の安全に深刻な危機状態を引き起こした。ここでは、重大インフラとは、社会、衛生、安全、保護および人々の経済・社会的福祉の日々の機能維持に必要な要素、システムまたはその部分であって、その混乱または破壊がそれらの機能を維持できなくする重大なインパクトを有するものである。

5. 犯罪が、第264条の3に係わる手段のなんらかを用いて実行された。

犯行がはなはだしく深刻な結果を引き起こした場合は、1段階高い刑が科される。

③ 前各項に規定される刑は、情報システムへのアクセスを容易にするため、または、第三者の信頼を得るため、他人の個人データを不正に使用して犯行が行われたときは、それぞれのケースで、その下限を上下限の差分の半分上回らせて科される。

第 264 条の 2 ① 次のことをして、承諾なく、かつ、深刻に、他人の情報システムの機能を妨げ、または、中断させた者は、6 月から 3 年の禁固刑に処せられる：

- a) 前条に係わる行為のなんらかの実行、
- b) データを注入または送信、または、
- c) 情報システム、情報通信システムまたは電子情報の蓄積システムの破壊、侵害、不使用、除去、または、取り替え。

犯罪行為が企業、業務または公的行政機関の正常な活動をはなはだしく害した場合は、刑は、1 段階高い刑に達する可能性をもって、その下限を上下限の差分の半分上回らせて科される。

② 前項に係わる行為に前条第 2 項の事由のなんらかが共起したときは、3 年から 8 年の禁固刑および生じた損害の 3 倍から 10 倍の罰金刑が科される。

③ 前各項に規定される刑は、情報システムへのアクセスを容易にするため、または、第三者の信頼を得るため、他人の個人データを不正に使用して犯行が行われたときは、それぞれのケースで、その下限を上下限の差分の半分上回らせて科される。

第 264 条の 3 正当な承諾なく、前 2 条に係わる犯罪のなんらかの実行を容易にする意図で、次のものを、製造、自己使用に取得、輸入またはなんらかの形で第三者に供給する者は、6 月から 2 年の禁固刑または 3 月から 18 月の罰金刑に処せられる：

- a) 主に前 2 条に係わる犯罪のなんらかを犯すために考案された、または、適合された情報プログラム、
- b) 情報システムの全体またはある部分にアクセスできるようにする、コンピュータの暗号、アクセス・コードまたは同様なデータ。

第 264 条の 4 第 31 条の 2 の規定に従って、法人が、前 3 条に含まれる犯罪に責任があるときは、次の刑が科される：

- a) 3 年超の禁固刑で処せられる犯罪に係わるとき、2 年から 5 年の罰金刑、または、惹起した損害額の 5 倍から 12 倍の罰金刑（多い方が適用される）。
- b) 残りの場合、1 年から 3 年の罰金刑、または、惹起した損害額の 3 倍から 8 倍の罰金刑（多い方が適用される）。

第 66 条の 2 の規則に留意して、同じく、裁判官および裁判所は第 33 条第 7 項の b) から g) に規定される刑を科することができる。

第 265 条 たとえ一時的でも、軍の建造物、施設または設備、軍艦、軍用機、軍の運搬または伝達手段、戦争物資、補給または陸海軍または治安部隊の役務に係わる

その他の手段または資産を、はなはだしく破壊または侵害した、あるいは、サービスに使用できなくした者は、惹起した損害が 1,000 ユーロを超える場合、2 年から 4 年の禁固刑に処せられる。

第 266 条 ① 第 263 条第 1 項に規定される損害を、火災を介して、または、爆発を誘発して、または、同様な破壊力のある他の手段、または、爆発または特に深刻な他の損害の発生に関係する危険を生じる手段を使用して、あるいは、人の生命または身体を危険において、引き起こした者は、1 年から 3 年の禁固刑に処せられる。

② 第 263 条第 2 項に規定される損害を、前項に記述される事由のなんらかで、引き起こした者は、3 年から 5 年の禁固刑および 12 月から 24 月の罰金刑に処せられる。

③ 第 265 条、323 条および 560 条に規定される損害を、本条第 1 項に記述される事由のなんらかで、引き起こした者は、4 年から 8 年の禁固刑に処せられる。

④ 前各項に規定されるケースのなんらかで、爆発の誘発または同様な破壊力ある他の手段の使用を伴って、損害が発生したとき、さらに、人の生命または身体が危険に置かれたときは、刑はその下限を上下限の差分の半分上回らせて科される。

第 267 条 (2021 年改訂) 重過失によって引き起こされた 8 万ユーロを超える損害は、その重大性に留意して、3 月から 9 月の罰金刑に処せられる。

本条に係わる違反は、被害者またはその法定代理人の告発の後で、追求できる。検察庁も、また、被害者が未成年者、特別な保護が必要な障害者または困窮者のとき、告発できる。

これらの場合、被害者の宥恕は刑事訴訟を消滅させる。

第 10 節 前各節に共通する規定

第 268 条 ① 法律上または事実上別居していない（夫婦）、または、別居、離婚または婚姻無効の裁判中でない夫婦、自然または養親子による尊属、卑属および兄妹姉妹、および、同居している 1 親等の姻族は、それらの間で生じた財産犯罪について、暴力または威嚇あるいは年齢を理由とする、または、特別な保護が必要な障害者に係わる、被害者の脆弱性の濫用が伴わない場合は、刑事責任を免ぜられ、民事責任に服する。

② この規定は、犯罪に参加した他人には適用されない。

第 269 条 強盗、恐喝、詐欺または横領の犯罪を犯すための扇動、共謀および教唆は、対応する犯罪の刑より 1 または 2 段階低い刑に処せられる。

第 11 節 知的財産、工業所有権、市場および消費者に関連する犯罪

第 1 款 知的財産に関連する罪

第 270 条 ① 直接または間接に経済的利益を得る意図で、また、第三者を害して、なんらかの媒体に納められた、または、なんらかの手段で伝達される文学的、芸術的または科学的作品または提供物を、全部または一部で、あるいは、その加工物、翻案物または芸術的実演物を、対応する知的財産権利者またはその譲受人の承諾なしに、複製、盗用、頒布、公衆配信または他のなんらかの方式で経済的に使用する者は、6 月から 4 年の禁固刑および 12 月から 24 月の罰金刑に処せられる。

② 情報会社のサービス提供において、直接または間接に経済的利益を得る意図で、また、第三者を害して、インターネット内で知的財産目的の作品または提供物へのアクセスまたは存在場所の特定を、対応する知的財産権利者またはその譲受人の承諾なしに、積極かつ非中立的に、また、単なる技術的操作に限定されず、特に前述の作品および内容物へのリンクの調製・分類されたリストを提供して（例え、当該リンクがそのサービスの名宛人によって当初提供されていたとしても）、容易にする者には同じ刑が科される。

③ これらの場合、裁判官または裁判所は、違反（目的）作品または提供物の回収を命じる。インターネット・アクセス・ポータルまたは情報会社のサービスを介して、前各項に係わる知的財産目的内容物が排他的にまたは優勢に伝搬されるときは、そのサービスの中断が命じられる、また、裁判官は知的財産権の保護のためなんらかの保全処分を取り決めることができる。

例外的に、（犯罪）行為が繰り返されるとき、また、処分が不均衡で効果的でないときは、対応するアクセスのブロックングを命じることができる。

④ 第 1 項に係わるケースでは、移動的または単なる一時的頒布または営利化は、6 月から 2 年の禁固刑に処せられる。

しかしながら、有責者の性質および得られたまたは得ることができた経済的利益の些少さに留意して、第 271 条の事由がなにも無い場合は、裁判官は 1 月から 6 月の罰金刑または 31 日から 60 日の共同体の利益での労働刑を科すことができる。

⑤ 次の者は、それぞれの場合、前各項に規定される刑に処せられる：

a) 本条第 1 項および 2 項に係わる作品、制作物または上演物を、それらのデジタル・コピーを含めて、それらが複製、頒布または公衆配信される目的であったときで、関連する承諾なく、意図的に輸出または貯蔵する者。

b) これらの製品を、それらが複製、頒布または公衆配信される目的であったときで、それらがその搬出国で合法また非合法の出所を有している場合、当該承諾なく、意図的に輸入する者。しかしながら、欧州共同体に属する国からのそれら製品の輸入は、当該国で権利者から直接取得されたとき、または、その承諾を得て取得されたときは、罰せられない。

c) 知的財産権利者またはその譲受人の承諾なしに、（犯罪行為）実現を妨害または制限する目的でそれらの者が組み込んだ効果的技術的手段を除去または修正して、本条第 1 項および 2 項に係わる行為の実現に便宜を与える、または、容易にする者。

d) 直接または間接に経済的利益を得る意図で、なんらかの媒体に納められた、または、なんらかの手段で伝達される文学的、芸術的または科学的作品、あるいは、その加工物、翻案物または芸術的実演物へのアクセスを第三者に容易にさせる目的で、知的財産権利者またはその譲受人の承諾なしに、それを妨げる効果的技術的手段を回避する、または、回避を容易にする者。

⑥ 営利目的で、本条第1項および2項に規定される条件でコンピュータ・プログラムあるいはその他の作品、翻案物または実演物を保護するために使用されていたなんらかの技術的装置の無承諾抑圧または中立化を容易にするために考案、製作、適合または実現されたなんらかの手段を製作する、輸入する、流通に置く、または、所持する者は、6月から3年の禁固刑に処せられる。

第271条 次の事由のなんらかが共起して、前条の犯罪が犯されるときは、2年から6年の禁固刑、18月から36月の罰金刑および犯された犯罪に係る職業の行使について2年から5年の個別的公権剥奪刑が科される：

- a) 得られた利益または得ることができた利益が特別な経済的意義を有すること。
- b) 不法に作成された目的物の価格、不法に再製、頒布、公衆通信またはその自由処分に置かれた作品の数または当該作品の改変、上演または翻案の数を考慮して、または、発生した損害の特別な重要性に留意して、犯罪行為が特別な重要性を帯びること。
- c) 有責者が、知的財産権侵害活動の実行を目的とした組織または団体に、例え一時的にせよ、所属していたこと。
- d) これらの犯罪を犯すため18歳未満の未成年者が使用されること。

第272条 ① 前2条の犯罪に起因する民事責任の範囲は、違法行為の停止および損害賠償の補償に関する知的財産法の規定に従う。

② 有罪判決の場合、裁判官または裁判所は、犯罪者の費用で、官報にその公告を命ずることができる。

第2款 工業所有権に関する犯罪

第273条 ① 工業的または商業的目的で、特許または実用新案の権利者の同意なしに、また、その登録を知って、それらの権利で守られた物を製造、輸入、所有、使用、提供または市場に導入する者は、6月から2年の禁固刑および12月から24月の罰金刑に処せられる。

② 同様な方法で、また、上記の目的のために、特許の対象となるある手順を利用する、または、手順の利用を提供する者、あるいは、特許取得済みの手順により直接得られる製品を、所有、提供、市場に導入、または、利用する者には、同じ刑が科される

③ 本条第1項に類型化された行為のなんらかを、工業的または芸術的意匠（によって）、または、半導体製品のトポグラフィによって第三者の（利益の）ために守られた対象物に関して同様な事由が共起して、実現する者は、同じ刑に処せられる。

第274条 ① 工業的または商業的目的で、商標法制に従って登録された工業所有権の権利者の同意なしに、また、その登録を知って、次の行為をする者は、1年から4年の禁固刑および12月から24月の罰金刑に処せられる：

a) それ（登録商標）と同じ、または、紛らわしい表示を有する製品を製造、生産または輸入すること、または、

b) 工業所有権が登録されている同じまたは類似の製品、サービスまたは活動に関して、それと同じ、または、紛らわしい表示を有する製品を提供、頒布または卸売りに置くこと、または、その目的でそれらを貯蔵すること。

② 工業的または商業的目的で、商標法制に従って登録された工業所有権の権利者の同意なしに、また、その登録を知って、工業所有権が登録されている同じまたは類似の製品、サービスまたは活動に関して、それと同じ、または、紛らわしい表示を有する製品を提供、頒布または小売りに置き、（同）サービスを提供し、または、（同）活動を展開する者は、6月から3年の禁固刑に処せられる。

本条で罰せられる行為の実行に利用するために、同じまたは紛らわしい表示を複製または模倣する者には同じ刑が科される。

③ 前各項に係わる製品の路上販売または臨時販売は、6月から2年の禁固刑に処せられる。

しかしながら、有責者の性質および得られたまたは得ることができた経済的利益の些少さに留意して、第276条の事由がなにも無い場合は、裁判官は1月から6月の罰金刑または31日から60日の共同体の利益での労働刑を科することができる。

④ 農業または商業目的で、植物獲得権(título de obtención vegetal)の権利者の同意なしに、また、その登録を知って、植物獲得保護に関する国内法制または欧州共同体の法制に従って保護されている植物品種の複製または増殖の植物材料を、生産または複製を視野に、販売に提供する、販売する、または、他の方式で商業化する、輸出または輸入する、あるいは、上記目的のなんらかのために所有する者は、1年から3年の禁固刑に処せられる。

保護される植物品種の名称の下で、その品種に属していない複製または増殖の植物材料を使用して、前段に規定される行為のなんらかを実行する者は同じ刑に処せられる。

第275条 意図的に、かつ、許可を得ないで、（次の表示で保護されている）製品を識別するために法的に保護された原産地表示または特定の品質を表示する地理的表示を、この保護を知って、経済的取引に使用する者には、同じ刑が科される。

第276条 次のなんらかの事由が共起するときは、2年から6年の禁固刑、18月から36月の罰金刑および実行された犯罪に関係する職業の行使について2年から5年の個別的公権剥奪刑に処せられる：

a) 得られた利益または得ることができた利益が特別な経済的意義を有すること。

b) 不法に作成、頒布、商業化、または、提供された目的物の価格、または、発生した損害の特別な重要性に留意して、犯罪行為が特別な重要性を帯びること。

c) 有責者が、工業所有権侵奪活動の実行を目的とした組織または団体に、例え一時的にせよ、所属していたこと。

d) これらの犯罪を犯すため18歳未満の未成年者が使用されること。

第 277 条 秘密の特許出願の目的である発明を意図的に開示した者は、それが国防を害するとき、6 月から 2 年の禁固刑または 6 月から 24 月の罰金刑に処せられる。

第 3 款 市場および消費者に関連する犯罪

第 278 条 ① 企業秘密を暴露するために、なんらかの手段で、その秘密に係わるデータ、書面または電子文書、情報媒体またはその他の物を得た、または、第 197 条第 1 項に表示される手段または道具を使用した者は、2 年から 4 年の禁固刑および 12 月から 24 月の罰金刑に処せられる。

② 暴露された秘密が第三者に頒布、開示または譲渡された場合は、3 年から 5 年の禁固刑および 12 月から 24 月の罰金刑が科される。

③ 本条の規定は、情報媒体の奪取または破壊に対応する刑を害しないものと解される。

第 279 条 秘密を守る法的または契約上の義務を負う者が行った企業秘密の頒布、開示または譲渡は、2 年から 4 年の禁固刑および 12 月から 24 月の罰金刑に処せられる。

秘密が自分の利益のために使用された場合、刑は、その上限を上下限の差分の半分下回らせて科される。

第 280 条 その不法な出所を知って、かつ、その暴露に関与していなくて、前 2 条に規定される行為のなんらかを実行した者は、1 年から 3 年の禁固刑および 12 月から 24 月の罰金刑に処せられる。

第 281 条 ① 市場のあるセクターへの供給を停止する、価格変更を強制する、または、消費者を著しく害する意図で、市場から原材料または生活必需品を引き上げた者は、1 年から 5 年の禁固刑および 12 月から 24 月の罰金刑に処せられる。

② 行為が著しく必要な、または、悲惨な状況において実行された場合、1 段階高い刑が科される。

第 282 条 製品またはサービスの提供または広告において、消費者に重大かつ明白な害を与えるような、それらに関しての偽りの主張または不確かな特性の表示をする製造者または商人は、6 月から 1 年の禁固刑または 12 月から 24 月の罰金刑に処せられる。ただし、他の犯罪の実行に適用される刑を害しない。

第 282 条の 2 有価証券市場で取引される有価証券の発行会社の事実上または法律上の管理者として、金融証書の発行書面に記載される経済・金融情報を、または、投資家または預金者を獲得する、なんらかの種類金融資産を設定する、または、なんらかの手段で融資を得る目的で、会社が自己の資源、活動および現在・将来の取

引に関して有価証券市場法制に従って公表・配布しなければならない情報を偽造した者は、1年から4年の禁固刑に処せられる。ただし、第308条の規定を害しない。

投資家、預金者、金融資産の取得者または債権者を害して、投資、預金、資産の出資または融資を得ることに至る場合は、刑は、その下限を上下限の差分の半分上回らせて科される。引き起こされた害が明白に重大であった場合は、科される刑は、1年から6年の禁固刑および6月から12月の罰金刑となる。

第283条 消費者を害して、その経費または価格が自動機械で量られる製品またはサービスについて、それら（経費・価格）を変更または操作して、多い量を請求する者は、6月から1年の禁固刑および6月から18月の罰金刑に処せられる。

第284条 **（2019年改訂）** ① 次の場合は、6月から6年の禁固刑、2年から5年の罰金刑、または、得られた利益または恩恵を受けた利益もしくは回避された危害の1～3倍の額の罰金刑（これがより高い場合）および行為者、エージェント、調停者または情報提供者として金融市場に介入することについて2年から5年の個別的公権剥奪刑が科される：

1. 暴力、脅迫、欺罔またはその他の手段を用いて、製品、商品、金融商品、それらに関連する原材料の現物契約、参照指数、サービスまたは契約の対象となるその他の動産または不動産の自由競争から生じるべき価格を変更した。ただし、他の犯された犯罪に対して適用される刑を害しない。

2. 自らで、直接的または間接的に、あるいは、ある通信手段を通して、インターネットを介して、または、情報通信技術の使用して、ニュースや噂を広めた、または、個人や企業に関して偽のまたは誤解を招く情報を、金融商品または関連する原材料の現物契約の相場価格を変更または維持するため、または、参照指数の計算を操作するために、故意に全部または部分的に虚偽の経済データを提供して、送信した（自らまたは第三者のために利益を得た場合）。ただし、次のいずれかの状況が発生した場合に限る：

- a) 当該利益が25万ユーロを超えた、または、同額の不利益を引き起こした。
- b) 使用された資金の額が200万ユーロを超えていた。
- c) 市場の健全性に重大な影響を与えた。

3. 取引を実行した、虚偽または誤解を招く信号を送信した、金融商品、関連する原材料の現物契約または参照指数の供給、需要または価格に関して虚偽または誤解を招く表示を提供する可能性のある操作命令を与えた、あるいは、同情報を単独で、または、他人と連携して使用して、異常または人為的な水準に価格を設定する目的で、当該商品または契約の市場で支配的な地位を確保した。ただし、以下の状況のいずれかが発生した場合に限る：

- a) それらの者の行為の結果として、自身または第三者のために25万ユーロを超える利益を得たか、または、同額の損害を引き起こした。
- b) 使用された資金の額が200万ユーロを超えていた。
- c) 市場の健全性に重大な影響を与えた。

② 次のいずれかの状況が発生した場合、刑はその下限を上下限の差分の半分上回

って科される。

1. 行為者が常習的に上記の濫用的行為を行っている。
2. 得られた利益、回避された損失または生じた損害が著しく重要である。
3. 事件の責任者が投資サービス会社、金融機関、監督・規制当局あるいは規制された市場や取引センターの管理団体の従業員または雇員であった場合、刑はその下限を上下限の差分の半分上回って科される。

第 285 条 (2022 年改訂) ① 直接的、間接的、または仲介者を介して、第 4 項の条件で内密アクセス (権) (acceso reservado) を有した特権的情報を使用して、金融商品の取得、移転または譲渡、あるいは、金融商品に関連する注文のキャンセルもしくは変更を実行した者、または、これらの行為のいずれかのために当該特権的情報の使用を第三者に推奨した者は、6 月から 6 年の禁固刑、2 年から 5 年の罰金刑または得られた利益または優遇された利益あるいは回避された損害と同額から 3 倍の罰金刑 (この額が高い場合)、および、2 年から 5 年のその専門職または活動の行使について個別的公権剥奪刑に処せられる。ただし、以下のいずれかの状況が発生した場合に限る：

- a) その行為の結果として、自分自身または第三者のために 50 万ユーロを超える利益、または、同額の損害を引き起こした。
- b) 使用された金融商品の価値が 200 万ユーロを超えた。
- c) 市場の健全性に重大な影響を与えた。

② 次のいずれかの状況が発生した場合、刑はその下限を上下限の差分の半分上回らせて科される：

1. 行為者が、特権的情報でもって上記の操作実行を常習的に行っている。
2. 得られた利益、回避された損失または生じた損害が著しく重大である。

③ 本条に規定する刑は、当該行為の有責者が投資サービス会社、金融機関、監督・規制当局または規制された市場または取引センターの統治機関の従業員または雇員であった場合、その下限を上下限の差分の半分上回らせて科される。

④ 本条のために、発行者または発行権市場参加者の管理、運営または監視機関のメンバー出ある者、発行者または発行権市場参加者の資本に参加する者、その職業または事業活動の行使の機会にまたはその職務の遂行中に (特権的情報) を知る者、および、犯罪行為を通じてそれを取得する者は、特権的情報への内密アクセス (権) を有すると解される。

⑤ 当該行為の有責者が、特権的情報への内密アクセス (権) を有せず、前項に定める方法以外の方法でそれを入手し、特権的情報であると知りながら使用した場合には、本条に定める同じ刑が科される。

第 285 条の 2 (2019 年新設) 前条に規定される場合を除き、特権的情報を所持し、その仕事、職業または職務の通常遂行の範囲外でそれを開示し、市場の健全性や投資家の信頼を危険にさらした者は、6 月から 4 年の禁固刑、12 月から 24 月の罰金刑、および、1 年から 3 年の職業または活動の個別的公権剥奪刑に処せられる。

本条の規定のため、特権的情報の開示は、市場および金融商品に関する欧州法制に定められた要件を遵守せずに実施された場合、市場調査に含まれる（???）。

第 285 条の 3 **（2019 年新設）** 前 3 条の規定は、市場および金融商品に関する欧州およびスペイン法制に規定される金融商品、契約、conductas、取引および注文にまで及ぶ。

第 285 条の 4 **（2019 年新設）** 第 284 条から第 285 条の 2 に規定されている犯罪の扇動、共謀および教唆は、それぞれ、1 段階または 2 段階低い刑に処せられる。

第 286 条 ① 次のことを介して、サービス提供者の同意なく、かつ、商業目的で、ラジオまたはテレビ放送サービスに、また、電子的手段により遠隔で提供される対話型サービスに理解可能なアクセスを提供する者、または、独立したサービスと考えられて、それらへの条件付きアクセスを提供する者は、6 月から 2 年の禁固刑および 6 月から 24 月の罰金刑に処せられる：

1. 欧州共同体の他の加盟国で承認されていない当該アクセスを可能にするために設計または適合されたなんらかの情報装置またはプログラムの製造、輸入、配布、電子的手段による自由使用状態へ置くこと、販売、貸与または所有。

2. 第 1 号に記述される情報装置またはプログラムの設置、保守または取替え。

② 営利目的で、電気通信装置の識別番号を変更または複製する、または、詐欺的変更が加えられた装置を商業化する者は、同じ刑に処せられる。

③ 営利目的でなく、第 1 項に規定されるアクセスを第三者に提供する者、または、公衆、商業または非商業通信を介して、第 1 項に表示されるサービスのあるサービスへの許可されていないアクセスを得る方法、または、（第 1 項に表示されるサービスの）装置またはプログラムの使用を得る方法について多数の人に情報を、それらを得ることを扇動して、提供する者には、第 1 項に規定される罰金刑が科される。

④ 条件付きアクセスのサービスに、または、電気通信装置に許可されていないアクセスを可能にする装置またはプログラムを使用する者には、詐欺の量に係わらず、第 255 条に規定される刑が科される。

第 4 款 取引での腐敗の罪

第 286 条の 2 **（2019 年改訂）** ① 商品の取得または販売において、役務の契約において、あるいは、商売上の関係において、他人を不当に優遇するための反対給付として、自己または第三者のために、あらゆる性質の正当化されない利益または便宜を、自己または介在者により、受ける、請求する、または、引き受ける商業会社または団体の役員、管理者、従業員または協力者は、6 月から 4 年の禁固刑、諸事業活動行使についての 1 年から 6 年の個別的公権剥奪刑および利益または便宜の価格の 1 倍から 3 倍の罰金刑に処せられる。

② 商品の取得または販売において、役務の契約において、あるいは、商売上の関係において、自己を、または、他人に対して第三者を不当に優遇するための反対給付として、あらゆる性質の正当化されない利益または便宜を、自己または介在者に

より、商業会社または社団の役員、管理者、従業員または協力者に、それらの者または第三者のために、約束する、申し込む、または、譲渡する者は同じ刑に処せられる。

③ 裁判官および裁判所は、利益の量、便宜の価格、および、有責者の職務の重大性に留意して、その慎重な判断で、1段階低い刑を科すことができ、また、罰金を減じることができる。

④ 本条の規定は、経済的またはスポーツ的に特に重大なスポーツ試合、対戦または競技の結果を意図的・詐欺的に前もって決める、または、変更する目的を持つ行動に関して、いかなる法的形態のスポーツ団体の役員、管理者、従業員または協力者に、また、スポーツ選手、審判または裁定者に、その各々の場合で、適用される。

このために、経済的に特に重大なスポーツ試合とは、参加者の大部分がなんらかの報酬、手当てまたは経済的収入を得るスポーツ試合を言い、スポーツ的に特に重大なスポーツ試合とは、対応するスポーツ協会により承認された年間日程で、関係する様式、特性または規律の最高カテゴリーの公式試合と評価されるものを言う。

⑤ 本条のために第 297 条の規定が適用される。

第 286 条の 3 ① なんらかの金銭的または他の種類の不当な利益または便宜の申し込み、約束または譲渡によって、自己または介在者により、当局（*当局の人的範囲については第 24 条参照）または公務員を、それら（当局、公務員）の利益または第三者の利益で、買収した、または、買収しようとして意図した者、あるいは、契約、取引または国際的経済活動の実現における他の競争的便宜を得る、または、維持するために公的権能行使に関して行為する、または、行為を控える目的で、それら（当局、公務員）の請求に応じた者は、本形法典の他の規定でより重い刑が科されている場合を除いて、3年から6年の禁固刑および12月から24月の罰金刑に処せられる。ただし、得た利益が罰金額より多い場合を除く、この場合、罰金刑は当該利益の1倍から3倍となる。

上記の刑の他に、いずれにしても、有責者には、7年から12年の期間、公的セクターとの契約の禁止、同様に、補助金または公的援助を得る可能性および税金の利益またはインセンティブおよび社会保障を享受する権利の喪失並びに公的に重大な商取引への参入禁止が科される。

② 本条のため、公務員とは第 24 条および 427 条で規定される者を言う。

第 286 条の 4 本款の条文が言及する行為が特に重大な結果となった場合は、刑は、1段階高い刑に至ることを得て、その下限を上下限の差分の半分上回って科される。

いずれにしても、次のとき、行為は特に重大とみなされる：

- a) 利益または便宜が特別に多額である、
- b) 犯人の行為が単に偶然ではない、
- c) 犯罪組織またグループの中で実行された行為である、または、
- d) 取引の対象が、人道的物資またはサービスあるいはその他の生活必需品に係わった。

第 286 条の 2 第 4 項の場合では、次のとき、行為は特に重大とみなされる：

- a) 賭け事の展開に影響を及ぼす目的である、または、
- b) 国家的雰囲気のプロフェッショナルと評価される公式スポーツ試合、または、国際スポーツ試合で（犯罪が）実行された。

第 5 款 前各款に共通な規定

第 287 条 ① 本節第 3 款に規定される犯罪の訴訟手続きには、第 284 条と 285 条に規定される犯罪を除いて、被害者またはその法定代理人の告発を要する。被害者が未成年者、特別な保護が必要な障害者または貧窮者のときは、検察庁も告発できる。

② 犯罪実行が一般の利益または多数の人に影響を及ぼすときは、前項で要求される告発は要しない。

第 288 条 **(2019 年改訂)** 前各条に規定されるケースでは、判決の公告は官報に掲載され、また、被害者の要請があった場合、裁判官または裁判所は有責者の費用でなんらかの他のニュース媒体でその全部または一部の再掲載を命じることができる。

第 31 条の 2 の規定に従って、法人が本節に含まれる犯罪に責任があるときは、次の刑が法人に科される：

1. 第 270 条、271 条、273 条、274 条、275 条、276 条、283 条および 286 条に規定される犯罪の場合：

- a) 自然人が犯した犯罪が 2 年超の禁固刑で処せられる場合、得た、または、得ることができた利益の 2 倍から 4 倍の罰金刑。
- b) 残りの場合、得た、恩恵が与えられた、または、得ることができた利益の 2 倍から 3 倍の罰金刑。

2. 第 277 条、278 条、279 条、280 条、281 条、282 条、282 条の 2、284 条、285 条、285 条の 2、285 条の 4 および 286 条の 2 から 286 条の 4 に規定される犯罪の場合：

- a) 自然人が犯した犯罪が 2 年超の自由剥奪刑で処せられる場合、2 年から 5 年の罰金刑、または、得た、または、得ることができた利益の 3 倍から 5 倍の罰金刑（額が前者より多い場合）。
- b) 残りの場合、6 月から 2 年の罰金刑、または、得た、または、得ることができた利益の 1 倍から 2 倍の罰金刑（額が前者より多い場合）。

3. 第 66 条の 2 の規則を留意して、同様に、裁判官および裁判所は第 33 条第 7 項の b) から g) に規定される刑を科すことができる。

第 288 条の 2 **(2022 年新設)** 本法第 281 条および第 284 条に規定されている場合、その地位で当該条に定める行為のなんらかを行った、設立されたまたは設立中のなんらかの会社の取締役、事実上または法律上の管理者、マネージャー、その他の現職および元従業員は、それらの者がそれら（犯罪）行為への参加を終了させ、

完全、継続的かつ勤勉な方法で所管当局に協力し、他の関係者の捜査、発見および処罰に役立つ当局に欠けている情報および証拠要素を提供するとき、次の条件が満たされると、刑事責任を免除される：

- a) この点に関して、事件を扱う競争当局と積極的に協力する。
- b) これらの企業または自然人が競争保護法の規定に従って罰金の支払い免除の申請を提出した。
- c) 当該申請は、設立されたまたは設立中の会社の取締役、事実上または法律上の管理者、マネージャおよび現職または以前のその他のスタッフが、これらの行為に関連して捜査されていると通知されるよりも前の時点で提出されている、
- d) 犯罪の証明を確実にするために、また、他の実行者を特定するために有用かつ具体的な証拠を提供して、司法当局または検察庁との積極的な協力関係がある。

第 12 節 自己の物の社会的または文化的効用からの除去の罪

第 289 条 なんらかの手段によって、社会的または文化的効用のある自己の物を破壊し、使えなくし、または、損なった、あるいは、なんらかの方法で、共同体の利益のため科された合法的義務の履行からその物を取り除いた者は、3 月から 5 月の禁固刑または 6 月から 10 月の罰金刑に処せられる。

第 13 節 企業犯罪

第 290 条 設立された、または、設立中の会社の事実上または法律上の管理者で、その会社、その社員のある者または第三者に経済的損害を引き起こす可能性のある形で、その会社の法的または経済的状况を反映すべき年次決算書または他の書類を偽造した者は、1 年から 3 年の禁固刑および 6 月から 12 月の罰金刑に処せられる。

経済的損害を引き起こした場合は、刑は、その下限を上下限の差分の半分上回らせて科される。

第 291 条 設立された、または、設立中の会社の株主総会または取締役会での多数の立場を利用して、自己または他人の営利目的で、その他の社員を害して、また、会社に利益を分配することなく、濫用的決議を押しつけた者は、6 月から 3 年の禁固刑または得た利益の 1 倍から 3 倍の罰金刑に処せられる。

第 292 条 白地裏書の濫用により、合法的採決権のない者へのその権利の不当割り当てにより、法律でその採決権が認められた者へのその権利行使の不法拒否により、あるいは、他の手段または同様な手続きにより得られた虚偽の多数により採決された侵害的決議を、会社またはその社員のある者を害して、自己または第三者のために、押し付けた、または、利用した者には、同じ刑が科される。

第 293 条 ある社員に法律で認められた会社事業の調査または管理・統制への参加の権利、あるいは、株式の優先引受け権を、合法的原因なしに、拒否または妨害し

た、設立された、または、設立中の会社の事実上または法律上の管理者は、6月から12月の罰金刑に処せられる。

第294条 行政監視（処分）に置かれた、または、それに服する市場で活動する、設立された、または、設立中の会社の事実上または法律上の管理者として、検査・監督人、機関または団体の活動を拒否または妨害した者は、6月から3年の禁固刑または12月から24月の罰金刑に処せられる。

前段規定の刑に加え、司法機関は本法第129条に規定される措置のなんらかを下すことができる。

第295条 （削除）

第296条 ① 本節に規定される（犯罪）行為は、被害者またはその法定代理人の告発によってのみ、訴追可能である。被害者が未成年者、特別な保護が必要な障害者または貧窮者のときは、検察庁も告発できる。

② 犯罪実行が一般の利益または多数の人に影響を及ぼすときは、前項で要求される告発は要しない。

第297条 本節のために、全ての協同組合、貯蓄銀行、相互会社、金融機関、財団、商事会社、または、その目的を達成するために市場に永久に参加する同様の性質を有する他の団体は、会社とみなされる。

第14節 盗品隠匿と資金洗浄の罪

第298条 ① 営利目的で、また、自らは主犯または幫助犯として介入していない財産または社会経済秩序に反する犯罪実行を知って、有責者にその犯罪の結果物を利用することを援助する、あるいは、その結果物を受領、取得または隠匿する者は、6月から2年の禁固刑に処せられる。

次の場合は、1年から3年の禁固刑が科される。

a) 芸術的、歴史的、文化的または科学的価値がある物のとき。

a) 電力供給または電気通信サービスインフラの必需品、導管、ケーブル、装置または構成物、あるいは、一般利益のサービス提供を目的とするその他の物品、農業または畜産業生産物、それらを得るために使用される道具または手段であるとき。

c) 隠匿物の価値、または、その隠匿等が引き起こしたであろう損害に留意して、犯行が特別な重大性を帯びるとき。

② これらの刑は、それらの物を取引するために受領、取得または隠匿する者には、その下限を上下限の差分の半分上回らせて科される。取引が、諸事業活動の施設または店舗で行われた場合は、さらに、12月から24月の罰金刑が科される。これらの場合、裁判官または裁判所は、行為の重大性および犯人の人的事情に留意して、その諸事業活動行使について2年から5年の個別的公権剥奪刑を科すことができ、

また、施設または店舗の一時的または確定的閉鎖処分を取り決めできる。閉鎖が一時的の場合は、その期間は5年を超えることはできない。

③ いかなる場合においても、カバーされた犯罪に示される刑を上回る自由剥奪刑が科されることはない。カバーされた犯罪が別の性質の刑に処せられた場合、自由剥奪刑は12月から24月の罰金刑で代替される。ただし、カバーされた犯罪にこれ（12月から24月の罰金刑）と同じか低い刑が科される場合を除く。このような場合は、（隠匿等の）有責者には、その犯罪の刑がその下限を上下限の差分の半分上回らせて科される。

第299条（削除）

第300条 本節の規定は、利用された物品(efectos)が由来する（犯罪）行為の主犯または幫助犯が有責でなかった、または、刑を個人的に免除されたときでも、適用される。

第301条 **（2021年改訂）** ① 財物を、それらが自己または第三者により実行された犯罪活動に由来することを知って、取得、所有、利用、転換または移転する者、あるいは、その不法な由来を隠匿または隠蔽するために、または、犯行に加担した者がその行為の法的結果の回避を支援するために、他のなんらかの行為を実行する者は、6月から6年の禁固刑およびその財物の価値の1倍から3倍の罰金刑に処せられる。これらの場合、裁判官または裁判所は、行為の重大性および犯人の人的事情に留意して、その諸事業活動行使について1年から3年の個別的公権剥奪刑を科すことができ、また、施設または店舗の一時的または確定的閉鎖処分を取り決めできる。閉鎖が一時的の場合は、その期間は5年を超えることはできない。

財物が、この法律の第368条から第372条に記載されている毒性薬物、麻薬または向精神薬の取引に関連する犯罪のいずれかに由来するときは、刑はその下限を上下限の差分の半分上回らせて科される。これらの場合、第374条の規定が適用される。

また、財物が、第7章の2、第8章第5節、第8章第11節第4款、第15章の2、第16章第1節または第19章第5節、6節、7節、8節、9節および10節に含まれるなんらかの犯罪に由来するときは、刑はその下限を上下限の差分の半分上回らせて科される

② 前項に規定される犯罪のなんらかに、または、それらへの参加行為に由来することを知って、財物またはその所有権について、その真実の本性、起源、位置、目的地、移動または権利の隠匿または隠蔽は、場合に応じて、同じ刑で処せられる。

③ 重大な過失により（犯罪）行為が行われた場合は、刑は6月から2年の禁固刑および1倍から3倍の罰金刑となる。

④ 財物が由来した犯罪、または、前各項に規定される犯罪行為が、全部または一部、外国で行われたとしても、有責者は同じく処罰される。

⑤ 有責者が利益を得た場合は、第127条の規定に従って没収される。

第 302 条 (2021 年改訂) ① 前条に規定されるケースでは、それらに示される目的に従事する組織に所属する者には、自由剥奪刑がその下限を上下限の差分の上回らせて科され、その組織の首脳、管理者または責任者には 1 段階高い刑が科される。

また、資金洗浄・テロ資金調達防止法制に従い義務を負って、その職務活動の行使において、第 301 条に規定される行為のなんらかを犯す者には、刑は、その下限を上下限の差分の半分上回らせて科される。

② そのような場合、第 31 条の 2 の規定に従って、法人に責任があるときは、次の刑が法人に科される：

a) 自然人が犯した犯罪が 5 年超の禁固刑で処せられる場合、2 年から 5 年の罰金刑。

b) 残りの場合、6 月から 2 年の罰金刑。

第 66 条の 2 の規則を留意して、同様に、裁判官および裁判所は第 33 条第 7 項の b) から g) に規定される刑を科することができる。

第 303 条 前各条に規定される行為が、事業者、金融セクターの仲立人、医者、公務員、社会事業労働者、教師または教育者によりその職務または職業の行使で実行された場合は、対応する刑の外に、公的雇用、公職、職業または諸事業活動について 3 年から 10 年の個別的公権剥奪刑が科される。言及される行為が当局またはその職員により実行された場合は、10 年から 20 年の絶対的公権剥奪刑が科される。

ここで、(上記の) 医者とは医師、心理療法士、衛生資格所有者、獣医師、薬剤師およびそれらの配下(従業員)であると解される。

第 304 条 第 301 条から第 303 条に規定されている犯罪を犯す扇動、共謀および教唆は、それぞれ、1 または 2 段階低い刑で処罰される。